

マネパカード会員規約（改訂日：令和2年4月1日改訂）  
新旧対照表

（下線部分改正）

改訂前	改訂後
<p>第27条（当規約の変更） 当規約は、<u>当サービスサイトにて事前に告知することにより</u>、変更することができるものとします。</p>	<p>第27条（当規約の変更） 当規約は、<u>民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき</u>、変更することができるものとします。 <u>変更内容は、当サービスサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該公表内容が適用されるもの</u> <u>とします。</u></p>